○狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成１５年５月２７日

規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成１５年条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第２条の規則で定める開発行為）

第２条　条例第２条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

（１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第３４条第８号の２及び第１４号に掲げる開発行為

（２）条例第３条第１項に規定する土地の区域において行う開発行為

（３）条例第３条第２項に規定する土地において行う開発行為。ただし、平成１３年５月１８日以後に区画を変更した土地において行う場合の最低敷地面積は、１５０平方メートルとする。

（４）面積が３００平方メートルに満たない次のいずれかに該当する土地の所有者又はこれに準ずる者として市長が特に認める者が、当該土地において自ら行う開発行為

ア条例第５条第１項第２号アに規定する土地のうち自己の所有する土地又は同号イに規定する土地のうち区域区分日（条例第３条第２項に規定する区域区分日をいう。以下同じ。）前から自己の所有する土地（以下これらを「対象となる土地」という。）

イ対象となる土地で当該土地所有者から区域区分日後に相続により取得したもの

ウ対象となる土地で当該土地所有者から区域区分日後に相続権のある者が贈与により取得（所有権移転仮登記が完了したものを含む。）したもの

（５）条例第５条第１項第４号、第７号及び第８号に掲げる開発行為

（６）法第１２条の５第１項の規定による地区計画の区域（最低敷地面積が定められている区域に限る。）において行う開発行為

（７）平成１５年６月１日以後に区画の変更のない土地において行う開発行為で当該土地の区画の変更を行わないもの。ただし、最低敷地面積は、１５０平方メートルとする。

（一部改正〔平成１９年規則４７号・２９年２号・令和４年１７号・７年２６号〕）

（条例第３条第１項の規則で定める土地の区域）

第３条　条例第３条第１項の規則で定める土地の区域は、別表第１のとおりとする。

（条例第３条第２項の規則で定める区域）

第４条　条例第３条第２項の規則で定める区域は、別表第２のとおりとする。

（追加〔令和３年規則３０号〕）

（条例第３条第２項の規則で定める土地）

第５条　条例第３条第２項の規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当することを行政機関等の発行した書面等で客観的に証することのできる土地とする。ただし、都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第２９条の９各号に該当する土地を除く。

（１）登記簿における地目が区域区分日前に宅地であった土地

（２）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく道路位置の指定を区域区分日前に受けている道路を利用し、建築物の敷地として利用しようとする土地

（３）宅地課税証明書により、区域区分日の属する年度に建築物の敷地であることが明らかな土地

（４）建築物を建築する目的で、区域区分日前に農地転用許可を受けた土地

（５）都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成１２年法律第７３号）第１条の規定による改正前の法第４３条第１項第６号ロの確認を受けた土地

（６）法第３４条第１３号の規定による届出をした土地

（７）建築基準法に基づく建築確認を区域区分日前に受けた土地

（８）航空写真により区域区分日当時に建築物の敷地であることが明らかな土地

（９）前各号に掲げるもののほか、区域区分日前に宅地であることが証明できる土地

（一部改正〔平成１９年規則４７号・２９年２号・令和３年３０号〕）

（条例第５条第１項第３号の規則で定める建築物）

第６条　条例第５条第１項第３号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

（１）延べ床面積が１００平方メートル以内の工場（作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のものに限る。）

（２）延べ床面積が１００平方メートル以内の事務所

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

（条例第６条第４号の規則で定める事由）

第７条　条例第６条第４号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

（１）生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合

（２）事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

（条例第６条第４号イの規則で定める建築物）

第８条　条例第６条第４号イの規則で定める建築物は、別表第３の左欄に掲げる建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物とする。

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

附　則

この規則は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月１９日規則第４７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年２月２７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年１２月２０日規則第３０号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２９日規則第１７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月４日規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

大字下奥富字山崎９６３番、９６４番、９６７番及び９７２番からなる一団の土地で別図第１に定める区域

別表第２（第４条関係）

（追加〔令和３年規則３０号〕）

沢、狭山、入間川、入間川１丁目、入間川２丁目、入間川３丁目、入間川４丁目、鵜ノ木、稲荷山１丁目、稲荷山２丁目、祇園、大字北入曽、大字南入曽、大字水野、大字堀兼、大字中新田、大字青柳、大字加佐志、大字上奥富、大字下奥富、大字柏原新田、柏原、大字上広瀬、大字下広瀬、広瀬１丁目、広瀬３丁目、広瀬東１丁目、広瀬東２丁目、大字根岸、根岸１丁目、根岸２丁目、大字笹井、笹井１丁目、笹井２丁目の各一部で別図第２に定める区域

別表第３（第８条関係）

（一部改正〔令和３年規則３０号〕）

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第２９条第１項第２号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法第８７条にいう建築物の用途の異ならない建築物
法第４３条第１項の許可を受けて建築された建築物	

別図第１　条例第３条第１項の規則で定める区域図
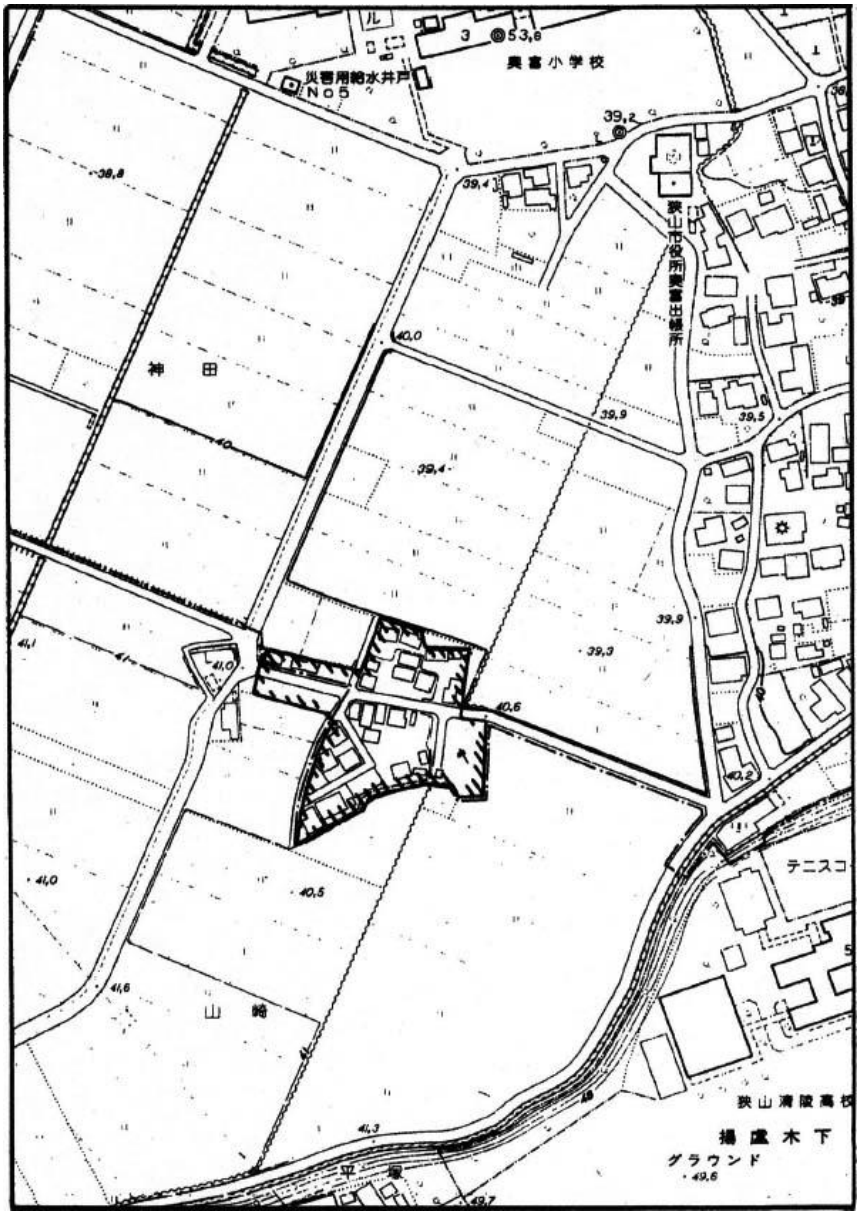
（一部改正〔令和３年規則３０号〕）